

日本学生支援機構の奨学生であった卒業生の皆様へ

本校での学業を終えられ、皆様には益々お元気で御活躍のことと存じます。

さて、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと思いますが、念のため、あなたが指定した振替口座の通帳及び残高を御確認ください。

万が一、引き落としの記録がない場合は、残高が不足していたか、手続上の不備が考えられます。そのままにしていると滞納処分を受けることとなりますので、奨学生番号を御用意の上、機構の相談窓口へ連絡をして必要な手続をしてください。

また、卒業前に届け出していた連絡先住所を変更した場合や、指定した振替口座の変更を希望する場合、さらに、今後様々な事情により返還期限の猶予制度や減額返還制度を利用する必要ができた場合等にも、遅滞なく機構の相談窓口へ連絡してください。

既に御案内しているとおり、皆様の返還金は次の奨学金の原資となります。後輩学生たちの学校生活を支えるため、改めて皆様に格別の留意をお願いいたします。

《日本学生支援機構相談窓口》

- ・電話 0570-666-301
- ・海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100
- ・詳しいことを知りたいときは、 <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>